

## 報告 日本の公的継続職業教育の現状と今後の課題

### ―ドイツとの比較から何が見えるか？

獨協大学外国語学部教授  
大重光太郎



日本では1970年以降、大企業を中心に長期雇用慣行が確立し、人材育成においては、人事異動によってさまざまな領域と職種を経験しながら、企業独自のスキルを高めていく「OJT(On the

Job Training)」の役割が大きくなった。これによって、スキルの養成が労働者主導ではなく、会社主導で行われるという相互了解が出来上がった。労働組合も雇用維持を優先に考え、内部労働市場を強化した。ところが、1990年以降、日本企業の人材育成に対する投資のあり方は弱まってきた。1985年の労働者派遣法により、派遣労働が解禁され、非正規労働が増加。1990年代初頭のバブル経済の終焉によって、人件費削減の流れが強まってきた。民間企業の人材投資額の推移としては、2005年頃から減少し、リーマン

ショックの後はほとんど回復できていない。仕事を失った場合、会社からの補償、国からの失業給付ともに不十分であり、セーフティネットの弱さによって教育訓練がなおざりになっているという状況が見て取れる。

日本では、「学び直し」転職」を前提として議論されることが多いのに比べ、ドイツでは、継続職業訓練は原則として雇用継続を前提としたスキルアップが追求される。この背景には、ドイツでの労働者代表による規制力の強さがあり、事業所での教育訓練について事業所レベルの従業員代表委員会が経営組織法に基づく権限を与えられていることが挙げられる。

現在、ドイツでは継続職業教育における大規模なプラットフォームを作り上げようとしている。そのために連邦雇用エージェンシーの組織強化が図られ、さまざまな機関や組織が国家戦略に関わり、連携している。また、ドイツのみならずEU全体で、失業者や不安定就労者だけでなく、現役就労者の長期的なキャリア支援に向けての取り組みが強化されている。2017年には、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会の三機

関が、欧州社会権基軸を宣言。教育訓練と生涯学習の権利や雇用または自営の展望を改善するための支援を受ける権利が保障されている。

国際的に見て日本の人的資本への投資は低い状況だが、非正規雇用さらには、不安定なフリーランスが増えるなか、高度人材だけではなく、土台からの人への投資の抜本的強化を図るためにドイツやヨーロッパの事例は大いに参考になる。日本の継続職業教育における課題としては、日本では企業における人材育成のあり方を強化すること、そして、外部労働市場におけるスキル養成を強化することである。

厚生労働省の能力開発基本調査によると、教育訓練休暇制度を導入している企業は2020年度の時点で8.9%、教育訓練短期勤務制度を導入している企業は6.8%にとどまっている。実際に利用した人はさらに低く、それぞれ1.7%、1.4%。この背景には、会社がキャリア形成の主導権を握ってきたこと、労働者が自分自身のスキルについて考える必要がなかったことが大きいと思われる。しかし、企業の存続自体が自明ではなくなりつつあるなか、個人が自分のスキル養成を考える重要性は増している。そのためにも、ヨーロッパの事例を参考に、非正規労働者やフリーランスを含む個人の権利を集団枠組みで補完する仕組みが重要であり、労働組合の関与のあり方も重要となる。

失業時の所得保障受給率を見ると、ドイツは失業保険によるものが46%、非拠出制の税金によるものが54%である。一方、日本は失業者のうち20%が社会保険でカバーされているのみで、失業者の8割が所得保障を得られていない状況にある。自己都合退職の場合、実際には生活をつなぐ金銭的余裕がないため、スキルアップをする機会がないまま、仕事につかざるを得ない選択を迫られてしまう。ハローワークによる公的職業教育制度があるが、失業給付に制限があるために、受けられない人が多い。公的職業教育を強化するためには、職業訓練を受講しやすい環境を作ること、訓練のための費用と時間を保障すること、そして社会保険制度の改善が必要である。

また、継続職業教育に関する、高いレベルのプラットフォームの設置も必要である。社会団体、労使団体、職業教育関連団体、職能団体、その他の団体と協力し、産業政策から社会政策までカバーする省庁横断的な組織化を図ることが望まれる。

#### Profile 大重光太郎

● 1999年ドイツ、オスナブリュック大学社会学部博士号(Dr. rer. pol.)取得。2000年一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了。2000年4月獨協大学外国語学部ドイツ語学科専任講師。2002/2003年デュッセルドルフ大学社会学部、東アジア研究所にて交換教員。2011/2012年デュッセルドルフ大学社会学部、労働職業資格研究所にて客員教授。労使関係、労働社会学。